

別表十の二(一)

「14」欄、「16」欄、「21」欄及び「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の認定法人の連結所得の特別控除に関する明細書

連 事 年	結 業 度	・ ・	・ ・	法人名	()	円
地 区 又 は 区 分 番 号	措 法 第 68 条 の 63 第 1 項 の 表 の 各 号 若 し く は 第 2 項 又 は 旧 効 力 措 置 法 第 68 条 の 63 第 1 項 の 表 の 第 3 号 の 区 分 番 号 (<small>情報通信産業特別地区</small>)	1	第1号・第2号・	情 報 通 信 産 業 特 別 地 区	特定事業に係る連結所得の金額	13
					特 別 控 除 額 $((13) \text{ 又は } (27) \times \frac{(13)}{(24)}) \times \frac{40}{100}$	14
					特定事業に係る連結所得の金額	15
					特 別 控 除 額 $((15) \text{ 又は } (27) \times \frac{(15)}{(24)}) \times \frac{40}{100}$	16
					特定事業に係る連結所得の金額	17
					所 得 基 準 額 $((17) \text{ 又は } (27) \times \frac{(17)}{(24)}) \times \frac{40}{100}$	18
					各連結法人の人件費の額のうち金融業務に係る事業に係る金額の合計額	19
					人 件 費 基 準 額 $(19) \times \frac{20}{100}$	20
					特 別 控 除 額 (18)と(20)のうち少ない金額)	21
					特 別 控 除 額 (各連結法人の(12)の合計)	22
					連 結 所 得 金 額 仮 計 (別表四の二「34の①」)	23
					全軽減対象連結所得金額 (13)+(15)+(17)+(各連結法人の(8)の合計)	24
特 定 事 業 軽 減 対 象 連 結 欠 損 金 額 の 合 計 額	25					
軽減対象連結欠損金額の合計額	26					
調 整 軽 減 対 象 連 結 所 得 金 額 (23)と((24)-(25)-(26))のうち少ない金額)	27					

地 区 又 は 区 分 番 号	措 法 第 68 条 の 63 第 1 項 の 表 の 各 号 若 し く は 第 2 項 又 は 旧 効 力 措 置 法 第 68 条 の 63 第 1 項 の 表 の 第 3 号 の 区 分 番 号 (<small>情報通信産業特別地区</small>)	1	第1号・第2号・
<p>「14」欄</p> <p>沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第1項第1号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10207」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「14」欄の金額(円単位)</p>			
結	認定法人としての認定を受けた日	3	平
<p>「16」欄</p> <p>沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第1項第2号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10408」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「16」欄の金額(円単位)</p>			
に	2号又は各連結法人の(5)の特定事業に係る個別所得金額の合計額	6	額
<p>「21」欄</p> <p>沖縄の金融業務特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成26年旧措置法第68条の63第1項第3号」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10209」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「21」欄の金額(円単位)</p>			
が	経済金融活性化特別地区内に常時使用する従業員の数	9	人
<p>「22」欄</p> <p>沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の連結所得の特別控除を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第68条の63第2項」</p> <p>② 「区分番号」欄:「10527」</p> <p>③ 「適用額」欄:当該別表十の二(一)「22」欄の金額(円単位)</p>			
算	場	(10)	算
合	特別控除額の個別帰属額 $((8) \text{ 又は } (27) \times \frac{(8)}{(24)}) \times \frac{40}{100} \times (11)$	12	円

別表十の二(一) 平二十六・四・一以後終了連結事業年度分